

不祥事防止対策に係る計画

令和 6 年 4 月
東広島市立西条小学校

1 不祥事防止委員会の設置

(1) 設置

校務運営規程 第4章第23条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(2) 委員会のメンバー（8名）

校長，教頭（2名），総括事務長

教務主任，保健主事，生徒指導主事，情報担当者，養護教諭

2 不祥事防止委員会の開催日及び業務内容

(1) 不祥事防止委員会の開催

月一回（第1木曜日）開催を原則とするが，必要が生じた場合は校長の求めに応じ
て不祥事防止委員会を開催する。

(2) 業務内容

委員会は，不祥事防止に係る次の業務を行う。

①委員会の年間業務計画の作成，取組みの検証

②服務規律の確保に係る研修の年間計画，研修内容の協議

③「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」（毎週第3火曜日）と「西条小相談日」（毎月第2火曜日）の運営，周知

④服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，ホームページでの掲載など情報の発信

⑤教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施

⑥PTA等との意見交換

⑦その他，服務規律の確保に向けた取組みに関する協議

3 研修計画（別紙のとおり）

【別紙】研修計画

不祥事防止対策に係る計画

実施月日	研 修 課 題	主 な 研 修 内 容	担当
4月1日	・教職員の服務管理 ・情報管理	○教育公務員としての自覚・基本姿勢 ○勤務及び勤務時間の管理の徹底 ○個人情報管理の徹底 (市の管理について・情報持ち出しについて)	教頭 情報担当
4月11日	・教職員の服務管理 ・危機管理	○教育公務員としての自覚・基本姿勢 ○交通安全の徹底 ○危機管理マニュアルの確認	教頭 保健主事
5月9日	・公金の適正管理 ・体罰の防止 ・不適切な指導について	○金銭管理方法の確認と徹底 ○運動会指導についての注意事項 (児童理解に基づく指導のあり方) ○児童理解に基づく指導のあり方 (西条小学校生徒指導規定)	総括事務長 生徒指導主事
6月6日	・AEDの使い方 ・セクハラ、パワハラの防止	○AEDの使い方 ○救急救命処置について ○わいせつ・セクシュアルハラスメントの防止 ○パワーハラスメントの防止 ○児童への生活の安全指導	5年部 保健主事 消防署
7月4日	・健康管理と職場環境の整備	○教職員の勤務時間と休日の過ごし方 ○メンタルヘルス向上のための職場改善 ○ストレスチェック	8年部
8月2日	・児童理解	○児童に寄り添う指導について	特別支援教育部 スクールカウンセラー
9月5日	・交通事故の防止 ・交通法規の遵守	○交通安全運転の意識の向上と徹底 ○交通法規演習 ○安全運転の徹底(秋の交通安全運動)	6年部
10月3日	・個人情報管理	○個人情報の適切な管理 ○学校現場におけるICT活用と情報管理	4年部
11月7日	・わいせつ・セクハラ の防止	○わいせつ・セクシュアルハラスメントの未然防止	3年部
12月5日	・飲酒運転の根絶 ・交通ルール の遵守	○飲酒運転等の未然防止と教育公務員としての自己管理の徹底, 交通ルールの遵守	2年部
1月9日	・体罰の防止	○体罰や不適切な指導にあたる事例の再確認 (指導の在り方の振り返りと改善)	7年部
2月6日	・情報管理	○情報の漏洩防止	1年部
3月6日	・服務研修のまとめ	○研修の振り返りとまとめ ○自分の行動チェック	教頭